

石巻市監査委員告示第13号

平成22年10月28日付け石巻市監査委員告示第11号で公表した教育委員会の定期監査結果報告及び意見について、石巻市教育委員会教育長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成22年11月29日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 高 橋 健 治

石巻市監査委員 殿

石巻市教育委員会  
教育長 綿 引 雄 一

監査結果に係る措置について（通知）

平成22年10月28日付け石監第16号で指摘及び意見があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況						
<p>(1) 体育振興課（雄勝B&amp;G海洋センター）</p> <p><b>【行政財産目的外使用許可事務】</b></p> <p>行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過大に徴収していた。</p> <p>行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>（内容） 指令第4号</p> <table><tr><td>誤徴収額</td><td>6,969円</td></tr><tr><td>正徴収額</td><td>5,833円</td></tr><tr><td>過大徴収額</td><td>1,136円</td></tr></table>	誤徴収額	6,969円	正徴収額	5,833円	過大徴収額	1,136円	<p>(1) 体育振興課（雄勝B&amp;G海洋センター）</p> <p><b>【行政財産目的外使用許可事務】</b></p> <p>今回の算定誤りは、建物の構造及び用途を誤ったことにより、再建築価格、耐用年数、建築費指数、残耐用年数を誤った為に発生したものです。過大徴収分1,136円の還付手続きを速やかに行うとともに、今後の再発防止に向けて貸付料算定基準等の関係法令の確認を徹底し、複数の職員による確認を行うなど、事務処理のチェック機能が適正に働くよう体制の確保を図ります。</p> <p>また、還付金については、遡及期間である5年間について、併せて還付の手続きを行うこととします。</p>
誤徴収額	6,969円						
正徴収額	5,833円						
過大徴収額	1,136円						
<p>(2) 体育振興課（にっこりサンパーク）</p> <p><b>【行政財産目的外使用許可事務】</b></p> <p>行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過小に徴収していた。</p> <p>行政財産の用途又は目的外使用に係る</p>	<p>(2) 体育振興課（にっこりサンパーク）</p> <p><b>【行政財産目的外使用許可事務】</b></p> <p>平成22年4月1日付け石巻市（石教北上）指令第1号及び同日付け石巻市（石教北上）指令第4号の許可（自動販売機の設置）において発生した使用料の算定誤りは、</p>						

<p>使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>(内容)</p> <p>1 指令第1号</p> <p>誤徴収額 9, 349円</p> <p>正徴収額 11, 229円</p> <p>過少徴収額 1, 880円</p> <p>2 指令第4号</p> <p>誤徴収額 6, 442円</p> <p>正徴収額 7, 696円</p> <p>過少徴収額 1, 254円</p>	<p>建物の建築面積の誤記入、耐用年数の適用誤り等によるものです。</p> <p>過少徴収分1, 880円(指令第1号)及び1, 254円(指令第4号)の追加徴収手続きを行うとともに、今後の再発防止に向けて貸付料算定基準等の関係法令の確認を徹底し、複数の職員による確認を行うなど、事務処理のチェック機能が適正に働くよう体制の確保を図ります。</p>
<p>(3) 体育振興課(牡鹿交流センター)</p> <p><b>【行政財産目的外使用許可事務】</b></p> <p>行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過小に徴収していた。</p> <p>行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>(内容)</p> <p>1 指令第1号</p> <p>誤徴収額 19, 579円</p> <p>正徴収額 21, 538円</p> <p>過少徴収額 1, 959円</p> <p>2 指令第2号</p> <p>誤徴収額 15, 178円</p> <p>正徴収額 16, 698円</p> <p>過少徴収額 1, 520円</p> <p>3 指令第3号</p> <p>誤徴収額 19, 358円</p> <p>正徴収額 21, 296円</p> <p>過少徴収額 1, 938円</p>	<p>(3) 体育振興課(牡鹿交流センター)</p> <p><b>【行政財産目的外使用許可事務】</b></p> <p>平成22年4月1日付け石巻市(石教牡鹿)指令第1号及び石巻市(石教牡鹿)指令第2号並びに石巻市(石教牡鹿)指令第3号の許可(自動販売機の設置)において発生した使用料の算定誤りは、建築費指数、残耐用年数を誤ったこと及び延べ床面積の端数処理が適正でなかったことによるものです。</p> <p>過少徴収分の追加徴収手続きを行うとともに、今後の再発防止に向けて貸付料算定基準等の関係法令の確認を徹底し、複数の職員による確認を行うなど、事務処理のチェック機能が適正に働くよう体制の確保を図ります。</p>
<p>(4) 雄勝公民館</p> <p><b>【行政財産目的外使用許可事務】</b></p> <p>行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過大に徴収していた。</p>	<p>(4) 雄勝公民館</p> <p><b>【行政財産目的外使用許可事務】</b></p> <p>今回の算定誤りは、建物の構造を誤ったことにより、建築費指数及び残耐用年数を誤った為に発生したものです。</p>

<p>行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>(内容)</p> <p>指令第3号</p> <table border="0"> <tr> <td>誤徴収額</td> <td>4, 100円</td> </tr> <tr> <td>正徴収額</td> <td>3, 936円</td> </tr> <tr> <td>過大徴収額</td> <td>164円</td> </tr> </table>	誤徴収額	4, 100円	正徴収額	3, 936円	過大徴収額	164円	<p>過大徴収分164円の還付手続きを速やかに行うとともに、今後の再発防止に向けて貸付料算定基準等の関係法令の確認を徹底し、複数の職員による確認を行うなど、事務処理のチェック機能が適正に働くよう体制の確保を図ります。</p> <p>また、還付金については、遡及期間である5年間について、併せて還付の手続きを行うこととします。</p>
誤徴収額	4, 100円						
正徴収額	3, 936円						
過大徴収額	164円						
<p>(5) 総合体育館</p> <p><b>【行政財産目的外使用許可事務】</b></p> <p>行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過少に徴収していた。</p> <p>行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>(内容)</p> <p>指令第2号</p> <table border="0"> <tr> <td>誤徴収額</td> <td>16, 539円</td> </tr> <tr> <td>正徴収額</td> <td>16, 767円</td> </tr> <tr> <td>過少徴収額</td> <td>228円</td> </tr> </table>	誤徴収額	16, 539円	正徴収額	16, 767円	過少徴収額	228円	<p>(5) 総合体育館</p> <p><b>【行政財産目的外使用許可事務】</b></p> <p>平成22年4月1日付け石巻市(石総体)指令第2号で許可した行政財産の使用許可(自動販売機の設置)において発生した使用料の算定誤りは、取得価格から再建築価格を算定する際、使用する取得価格を転記する際に誤りがあつたほか、建物の構造誤り等により、再建築費の算定を誤ったものです。</p> <p>過少徴収による不足分228円については、追加徴収手続きを行うとともに、今後の再発防止に向けて貸付料算定基準等の関係法令の確認を徹底し、複数の職員による確認を行うなど、事務処理のチェック機能が適正に働くよう体制の確保を図ります。</p>
誤徴収額	16, 539円						
正徴収額	16, 767円						
過少徴収額	228円						
<p>(6) 遊楽館</p> <p><b>【行政財産目的外使用許可事務】</b></p> <p>行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過小・過大に徴収していた。</p> <p>行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>(内容)</p> <p>1 指令第1号</p> <table border="0"> <tr> <td>誤徴収額</td> <td>18, 368円</td> </tr> </table>	誤徴収額	18, 368円	<p>(6) 遊楽館</p> <p><b>【行政財産目的外使用許可事務】</b></p> <p>今回の算定誤りは、算定の基礎となる土地評価額及び再建築価格を誤った為に発生したものです。</p> <p>過少徴収による不足分5件219円については追加徴収手続きを行い、また、過大徴収分3件164円については還付手続きを速やかに行うとともに、今後の再発防止に向けて貸付料算定基準等の関係法令の確認を徹底し、複数の職員による確認を行</p>				
誤徴収額	18, 368円						

	正徴収額	18,422円	うなど、事務処理のチェック機能が適正に働くよう体制の確保を図ります。
	過少徴収額	54円	
2	指令第2号		また、還付金については、遡及期間である5年間について、併せて還付の手続きを行うこととします。
	誤徴収額	8,584円	
	正徴収額	8,610円	
	過少徴収額	26円	
3	指令第3号		
	誤徴収額	16,971円	
	正徴収額	17,021円	
	過少徴収額	50円	
4	指令第4号		
	誤徴収額	16,971円	
	正徴収額	17,021円	
	過少徴収額	50円	
5	指令第5号		
	誤徴収額	13,177円	
	正徴収額	13,216円	
	過少徴収額	39円	
6	指令第6号		
	誤徴収額	277円	
	正徴収額	236円	
	過大徴収額	41円	
7	指令第7号		
	誤徴収額	409円	
	正徴収額	349円	
	過大徴収額	60円	
8	指令第8号		
	誤徴収額	423円	
	正徴収額	360円	
	過大徴収額	63円	

## 2 監査結果報告に添える意見

意見の内容	措置（改善・検討）状況
<p>○ 備品管理について</p> <p>今回実施した定期監査において、使用不能となった備品や老朽化した備品を長期間保管しているため、整理整頓が行き届いていない部署が見受けられた。</p> <p>使用不能備品については、速やかに廃棄又は売払い処分をされたい。</p> <p>老朽化した備品のうち使用見込みのないものについては、効率的使用、執務・保管スペースの確保、事故防止等の観点から、他の部署への保管転換又は廃棄若しくは売払い処分をすることを検討されたい。</p> <p>特に、学校や公民館などの施設においては大量の備品を所有しており、その管理に苦慮している状況もうかがえるので、廃棄基準を定めるなど、各学校、施設等に対し使用不能備品等の積極的な処分を指導し、適正な備品管理ができるよう努められたい。</p> <p>また、学校及び公民館で保管している16ミリ映写機材及びフィルムで使用頻度が低いものは、視聴覚センターに保管転換し、視聴覚センターにおいて一元管理することも有効であると考えられるので、使用実態を把握の上、一元管理化について検討されたい。</p>	<p>○ 備品管理について</p> <p>各教育施設では数多くの備品を保有しており、その管理に苦慮しているのが現状であります。</p> <p>しかしながら、備品台帳に基づく備品の管理は財務会計上の基本でありますことから、各教育施設において年度内に全ての備品の照合を行うとともに、故障して修理不能な備品や破損して使用できない備品については、速やかに廃棄処分手続きを行うこととしました。また、売払処分が可能と思われる備品につきましては、管財課と協議して財源確保に努めたいと考えております。</p> <p>一方、故障や破損はしていないものの、ほとんど利用されていない備品も数多く保管されておりますことから、これらにつきましては、学校現場や各教育機関とも協議を重ねまして、廃棄の時期等を含めた管理体制について検討して参りたいと考えております。</p> <p>併せて、視聴覚機器のように、使用はしているが、使用頻度が少ない備品につきましては、一元管理などの効率的な管理ができないか検討して参ります。</p>